

鳥取県告示第484号

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号。以下「条例」という。）第5条第2項第6号の規定に基づき、建築物又はその敷地と道路との関係に関する制限についての条例の規定の全部又は一部を適用せず、又は緩和する区域を次のように定める。

平成23年8月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 景観行政団体の一定の区域の住民等がその区域のまちづくりに関する協定等を締結して条例第4章の規定の全部又は一部を適用せず、又は緩和することを求めることについて、当該景観行政団体の長がこれを認めた区域
- 2 街なみ環境整備事業制度要綱（平成5年住整発第27号建設省住宅局長通知）に基づく街なみ環境整備事業地区の区域